

## 東淀川区災害時専門ボランティア募集要項

令和6年7月8日

大規模な災害時に市民を支援するため、専門的な知識を有する方に災害時専門ボランティアとして事前に登録していただき、災害時に速やかに防災減災活動を行っていただくボランティアを募集します。

### 1 募集人数及び期間

募集人数及び期間は次のとおりとします。ただし、必要に応じて変更する場合があります。

- (1) 募集人数 30名程度
- (2) 募集期間 募集人数に達するまで

### 2 募集対象

ボランティア活動に意欲があり、以下の2つの要件を満たされた方を対象とします。

- ・東淀川区内に在住、在勤・在学の方。（ただし未成年の方は保護者の同意が必要）
- ・外国語通訳、手話通訳の分野に必要な資格要件のいずれかを満たしていること。

資格要件	
外国語通訳	日本語以外の言語を日常会話程度以上話し、日本語への通訳が可能な方
手話通訳	手話通訳のできる方（日常会話程度以上できること）

また、区役所が主催する研修会や訓練などに参加していただきます。

### 3 活動内容

大規模な災害が発生した場合に区長からの要請に基づき、ご自身の専門的知識などを活かして、区内の避難所などで支援が必要な方々に、次のサポートを行っていただきます。

- ・通訳や翻訳を必要とする方への支援
- ・手話によるコミュニケーションを必要とする方への支援

### 4 応募方法

登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、持参・郵便・FAX・メールのいずれかの方法で、東淀川区役所地域課（安全まちづくり）へ提出してください。ただし、応募時点で未成年の方は保護者の同意書（様式第2号）が必要です。

### 5 その他

#### (1) 登録・変更・辞退について

募集要件を満たした応募者を東淀川区災害時専門ボランティアとして登録します。

なお、登録内容に変更が生じた場合や登録を辞退する場合は、登録変更届（様式第3号）又は登録辞退届（様式第4号）により届け出てください。

(2) 登録の取消しについて

東淀川区役所及び東淀川区災害時専門ボランティアの信用や信頼を損なう行為があった場合や資格要件を満たさなくなった場合、活動することが困難になった場合などは、区役所の判断に基づき登録を取り消すことがあります。

(3) 報酬・交通費などについて

報酬は無報酬とし、交通費や宿泊費等は原則として支給しません。ただし、ボランティア保険への加入については、災害発生時に東淀川区役所において加入します。なお、装備品としてベスト及び登録者証を貸与します。

(4) 守秘義務について

ボランティア活動で知り得た個人情報・秘密を漏らしてはいけません。また、ボランティア登録抹消後も同様とします。

6 応募・問合せ先

大阪市東淀川区役所地域課（安全まちづくり）

〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2-1-14

電話 06-4809-9820 FAX 06-6327-1970

E-mail : [tm0015@city.osaka.lg.jp](mailto:tm0015@city.osaka.lg.jp)